帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則

（昭和58年３月28日
規　則　第　１　号）

改正の沿革

昭和61年規則第１号、昭和63年規則第１号、平成７年規則第３号、
平成８年規則第１号、平成14年規則第１号、平成14年規則第３号、
平成17年規則第１号、平成19年規則第５号、平成20年規則第３号、
平成20年規則第４号、平成26年規則第１号、平成30年規則第10号、
令和２年規則第１号、令和３年規則第１号、令和３年規則第３号、
令和４年規則第１号、令和６年規則第２号、令和７年規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は帯広高等看護学院授業料等徴収条例（昭和45年条例第２号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（授業料等の納入）

第２条　授業料は、年額を前期及び後期に分割して、次のとおり納付するものとする。納付期限は、前期（４月から９月までの分）が４月末日、後期（10月から３月までの分）が10月末日とする。

項目	授　業　料	
	前　期	後　期
納付額	１３１，４００円	１３１，４００円

２　入学検定料は入学願書提出の際に、入学料は入学の際に、再試験料はその都度納付しなければならない。

３　授業料は納入済通知書兼領収書（様式１）又は納入通知書兼領収書（様式１の２）により、組合会計管理者又は現金収納員に納入しなければならない。

４　授業料の納付期限が、帯広高等看護学院学則第５条第１項第１号及び第２号に定める休業日にあたるときは、これらの日の翌日をもって納付期限とみなす。

５　組合長は、授業料が納付期限までに納付されない場合には、納付期限後３０日以内に、授業料納付督促書（様式２）により期限を指定して学生並びに保護者及び保証人に対して督促しなければならない。

６　前項の授業料納付督促書により指定すべき期限は、当該督促書を発した日から起算して１４日以内とする。

（既納の授業料等）

第３条　既に納入した授業料等は還付しない。ただし、授業料、入学料及び入学検定料は、特別の理由があると認めた場合はその全部又は一部を還付することができる。

（中途入学等における減額）

第４条　学生が学年の中途に入学、転学、退学又は死亡した場合には、その学生の授業料は、年額の12分の１の額に在学しない月数を乗じて得た額を減ずるものとする。

２　引き続き３月以上の休学の許可を得た場合には、その学生の授業料は、年額の12分の１の額にその休学の月数を乗じて得た額を減ずるものとする。

（授業料及び入学料の減免）
第５条　条例第３条第1項の規定による授業料及び入学料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
⑴学院に入学手続きを行っている者又は学生が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号。以下「修学支援法」という。）の規定により給付型奨学金の申込みを行い、認定を受けている場合
⑵学院に入学手続きを行っている者又は学生から、学院が授業料等減免のみの申し込みを受け、修学支援法の規定により学院が支援対象者の認定要件を確認し、認定を受けている場合
⑶その他組合長が特に認めた場合
（授業料の還付）
第６条　前条の規定により授業料の減免を決定した場合において、既にその月分の授業料が納入されているときは、減免を決定した額を還付するものとする。
（減免の申請）
第７条　第５条の規定による授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料・入学料減免申請書（様式３）を組合長に提出しなければならない。
（減免の決定通知）
第８条　組合長は、授業料及び入学料の減免の可否を決定したときは、授業料・入学料減免決定（却下）通知書（様式４）により学院長を経由して申請者に通知するものとする。
（減免の取り消し）
第９条　授業料及び入学料の減免を受けている者は、免除の期間中に当該免除の理由が消滅した場合は、直ちにその旨を書面により申し出なければならない。
２　組合長は、前項の申し出があったとき、又は減免の必要がなくなったと認められるときは、授業料・入学料減免取消通知書（様式５）により申請者に通知するものとする。
（授業料の徴収猶予）
第10条　条例第３条第２項の規定による授業料の徴収猶予は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。この場合において、授業料の徴収は、１年の範囲内において猶予することができるものとする。
⑴地震、水害、台風、冷害等の災害又は火災等に遭い、授業料の納付が困難となった場合
⑵学院に入学手続きを行っている者又は学生が修学支援法の規定により、給付型奨学金の申し込みを行っている場合、又は認定を受けている場合。
⑶学院に入学手続きを行っている者又は学生が修学支援法の規定により、学院に授業料等減免のみの申し込みを行っている場合、又は認定を受けている場合。
⑷その他組合長が特に認めた場合
（徴収猶予の申請）
第11条　前条の規定による授業料の徴収の猶予を受けようとする者は、授業料徴収猶予申請書（様式６）を組合長に提出しなければならない。
（徴収猶予の決定通知）
第12条　組合長は、授業料の徴収の猶予を決定したときは、授業料徴収猶予通知書（様式７）により学院長を経由して申請者に通知するものとする。
（徴収猶予の取り消し等）
第13条　授業料の徴収の猶予を受けている者は、その期間内に猶予を受ける必要がなくなった場合は、直ちにその旨を書面により申し出なければならない。
２　組合長は、前項の申し出があったとき、又は猶予の必要がなくなったと認められると

きは、授業料徴収猶予取消通知書（様式８）により申請者に通知するものとする。

（委任規定）

第14条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和58年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　昭和58年度における第２学年及び第３学年の生徒並びに昭和59年度における第３学年の生徒の授業料で、前期及び後期の納付額は、帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条の規定にかかわらず、各 6,000円とする。

附　則（昭和61年４月１日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、昭和61年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条に規定する授業料の額は昭和61年度以後に入学する生徒に対して適用し、昭和60年度以前に入学し昭和61年度以後引き続き在学する生徒については、なお従前の例による。

附　則（昭和63年３月３日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、昭和63年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条に規定する授業料の額は昭和63年度以後に入学する生徒に対して適用し、昭和62年度以前に入学し昭和63年度以後引き続き在学する生徒については、なお従前の例による。

附　則（平成７年４月１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月６日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条に規定する授業料の額は平成８年度以後に入学する学生に対して適用し、平成７年度以前に入学し平成８年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附　則（平成14年１月23日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成14年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条第１項に規定する授業料の額は、平成14年度以後に入学する学生に対して適用し、平成13年度以前に入学し平成14年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附　則（平成14年４月１日規則第３号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年12月１日規則第１号）

（施行期日）
1　この規則は、平成18年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第２条に規定する授業料の納付額は、平成18年度以後に入学する学生について適用し、平成17年度以前に入学し平成18年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附　則（平成19年３月15日規則第５号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月12日規則第３号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年11月28日規則第４号）

（施行期日）
1　この規則は、平成21年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条第１項に規定する授業料の額は、平成21年度以後に入学する学生に対して適用し、平成20年度以前に入学し平成21年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附　則（平成26年11月27日規則第１号）

（施行期日）
1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条第１項に規定する授業料の額は、平成27年度以後に入学する学生に対して適用し、平成26年度以前に入学し平成27年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附　則（平成30年３月30日規則第10号）

（施行期日）
1　この規則は、平成30年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条第１項に規定する授業料の額は、平成31年度以後に入学する学生に対して適用し、平成30年度以前に入学し平成31年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月10日規則第１号）

（施行期日）
1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条及び第３条、第５条から第13条の規定は、令和２年度以後に入学する学生の入学料及び令和２年度以後に在学する学生の授業料について適用する。

附　則（令和３年２月26日規則第３号）

（施行期日）
1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項の表の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条第１項に規定する授業料

の額は、令和４年度以後に入学する学生に対して適用し、令和３年度以前に入学し令和４年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

３　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第３条の規定は、令和４年度の入学に係る入学検定料から適用する。

附　則（令和３年３月30日規則第３号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日規則第１号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月14日規則第２号）

この規則は、令和６年６月17日から施行する。

附　則（令和７年２月26日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項の表の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条第１項に規定する授業料の額は、令和８年度以後に入学する学生に対して適用し、令和７年度以前に入学し令和８年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。